

令和9年度障害者福祉施設等施設整備費補助金協議対象事業募集要項

1. 障害者福祉施設等整備方針（国庫補助等協議対象事業）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という理念の実現に向け、入所等から地域生活への移行や就労支援を図るとともに、利用者の生命を守る等の観点から、次に掲げる施設を優先して整備する。

（1）ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための整備

入所施設等において、ウイルス性感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化や簡易陰圧装置等の整備を促進する。

（2）耐震化整備、水害対策強化整備、災害対策のための整備

耐震化整備、水害対策強化整備並びに災害対策のための非常用自家発電設備及び給水設備等の整備を促進する。

（3）スプリンクラーの整備やブロック塀の改修、アスベストの除去等の整備など防犯対策及び安全対策を強化するための整備

グループホーム等におけるスプリンクラーの整備や障害者支援施設等におけるブロック塀の改修、アスベストの除去等の整備や非常用通報装置・防犯カメラの設置など必要な防犯対策及び安全対策を行う整備を促進する。

（4）グループホーム・就労継続支援A型事業所・放課後等デイサービス事業所・保育所等訪問支援事業所の整備

（5）喜入・桜島地域における整備

喜入及び桜島地域における利用者の利便性の向上のために当該地域にサービスを提供する施設を新設する整備を促進する。

（6）施設の利便性を高める整備

居室の拡大、居室の個室化、バリアフリー化、廊下幅の拡大等の施設の利便性を高める大規模修繕を促進する。（定員数増のみの目的で整備をする場合は、障害福祉計画により、見込み量に達していない施設のみを対象とする。）

2. 事業概要

（1）施設整備に係る整備区分（対象施設、設置者、整備区分及び整備内容）

別表1－1及び別表1－2のとおり

（2）補助金額等の概要

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内

①補助金額

ア 障害者施設

- i 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備
国庫補助基準額と、補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務

費※)に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額（一部改築の場合については、「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発1005009厚生労働省社会・援護局長通知）を参照。）

ii i 以外の整備（大規模修繕等）

2社以上の見積のうち、補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費※）が最も低いものの価格に3/4を乗じた額

イ 障害児施設

i 創設、増築、改築及び避難スペース整備

交付基礎点数に1,000円を乗じた交付基礎額と、補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費※）の1/2を乗じた額を比較して、少ない方の額にその1/2を加えた額（一部改築の場合については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第433号こども家庭庁成育局長通知）を参照。）

ii i 以外の整備（大規模修繕等）

耐震化等以外の整備は、交付基礎額と、補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費※）に1/2を乗じた額を比較して、少ない方の額にその1/2を加えた額

- ※ 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）は、工事費・工事請負費の2.6%が上限額。
- ※ 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会（児童）福祉施設整備に伴う場合のみ、補助対象。
- ※ 上記の補助金額は上限額。国との協議結果等によって、不採択又は大幅な減額となる可能性があります。

②補助対象外経費

次の経費は補助対象外となり、設置者の自己負担となります。

- ア 舗装、造園植栽の外構工事、緑化工事等の費用
- イ 土地の買収又は整地に要する費用
- ウ 既存建物の買収に要する費用
- エ 職員の宿舎に要する費用
- オ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話等）
- カ 施設に固着していない設備（壁掛け・天吊りエアコンなど）
- キ 不動産登記関係手数料
- ク 各種申請手数料（電力会社、水道局、消防局等）

※ただし、建築確認及び完了申請に係る費用は補助対象

- ケ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

- ※ 事業概要は、今後、変更が生じる場合があります。
- ※ 現時点では令和9年度以降の国庫補助基準額等が示されていないので、令和8年度の国要綱に記載のものを便宜的に参照してください。

※ 詳細は、国の社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（障害者施設）、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（障害児施設）及び関係通知（市ホームページに掲載）を参照してください。

3. 応募資格

以下の条件を全て満たしている法人であることを応募の要件とします。

- (1) 平成28年度以降、現在まで社会福祉施設の運営等に関する改善勧告（行政指導）及び改善命令（行政処分）等を受けていないこと。（改善勧告等を受けたが、既に改善がなされている場合を除く。）
- (2) 納期の到来している国税、県税及び市税を完納していること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ・ 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
 - ・ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人
 - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等・役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人
 - ・ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 事業者の選定

(1) 選定方法

① 資格審査

「3. 応募資格」を満たしているか審査します。

② 提出書類の内容確認

ア 提出整備計画（協議書類）の内容をもって審査します。応募書類（添付資料、図面等を含む。）のうち、記載のない個所については、その状態で審査します。

イ 当該募集要項に定める項目、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）及び鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第52号。）並びに鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第53号。）等に照らし協

議書類の内容の確認を行います。

③ 書類内容審査

ア (1) ②ア及びイに合格した案件について、提出内容の審査を行います。

イ 審査は、原則として提出書類で行います。

ウ 審査は、鹿児島市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会（以下「審査会」という。）において審査します。

エ 審査会では、「1. 障害者福祉施設等整備方針」の整備方針の他、事業の必要性及び緊急性、法人(事業)運営の安定性、過去のサービス提供実績や補助金の交付実績、立地、環境への配慮などの観点から総合的に審査し、優先順位をつけて選定します。

(2) 評価項目

別表2-1・2-2のとおり

(3) 最低得点率

評価基準に最低得点率（配点の60％）を設定し、同得点率に満たない場合は選定しません。

(4) 審査結果の通知等

審査結果については、選定・不選定にかかわらず、全応募者に通知します。

(5) 結果の公表

事業者選定の結果については、本市ホームページにおいて公表します。

5. 主な流れ（例）

8年7～8月	事前相談・申込書類提出（8月31日締切）
8年9～10月頃	ヒアリング（市→法人）
8年10～11月頃	市審査会による審査・選定 審査結果の通知（市→法人）
9年3～4月頃	国庫補助協議（市→国）
9年6～8月	国庫補助内示（国→市→法人）
9年6～9月	市議会による補正予算審査・議決
9年7～10月	交付申請書提出（法人→市） 交付決定（市→法人） 契約・着工
10年3月まで	竣工 実績報告書提出（法人→市） 交付確定・補助金支払（市→法人）

6. 事前相談について

必ず8月14日（金）までに、障害福祉課へ事前相談を行ってください（要予約）。

事前相談には、必ず、法人代表者や施設長予定者又は法人の職員で、計画内容を熟知している方がお越しくください。（概ね1時間程度かかります。なお、設計会社やコンサルティング会社の方のみの事前相談は受け付けません。）

来庁される際、7（１）の提出書類のうち●印のついている書類を２部ご準備ください。

7. 申込書類の提出について

（１）提出書類

- ① 面接シート（法人設立又は施設整備） ●
- ② 施設整備申込書 ●
- ③ 障害者施設整備計画協議書（様式第４号・４号別紙：施設の創設、増築、改築の場合）【障害者施設の場合】 ●
- ④ 次世代育成支援対策施設整備協議書（様式第３号・第３－２号：施設の創設、増築、改築、大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備の場合）【障害児施設の場合】 ●
- ⑤ 大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書（様式第７号・７号別紙：大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備の場合）【障害者施設の場合】 ●
- ⑥ 施設の配置図及び施設の経歴（共通別紙１） ●
- ⑦ 工事実施前の施設の平面図（共通別紙２：創設の場合は不要） ●
- ⑧ 整備工事実施後の施設の平面図（共通別紙３） ●
- ※評価項目にある地域との交流を行うためのスペースや環境に配慮した整備に該当する場合などは、図面等の資料で示すこと。
- ⑨ 社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙４） ●
- ⑩ 借入金償還計画等一覧表（共通別紙５（別表）：借入金がある場合のみ記載・提出） ●
- ⑪～⑫ 社会福祉法人等調書（共通別紙６・共通別紙８） ●
- ⑬ 理事長の略歴（別紙１）
- ⑭ 施設長の略歴（別紙２）
- ⑮ 修繕履歴書（別紙３：大規模修繕の場合のみ記載・提出） ●
- ⑯ 利用実績書（令和６～７年度）（別紙４）
- ⑰ 社会福祉施設等施設整備に係る規制の事前確認書（別紙５－２） ●
- ⑱ 収支計画・利用見込計画書（別紙６） ●
- ⑲ 整備予定地の登記簿謄本、売買確約書等 ●
- ⑳ 整備予定地の付近見取り図
- ㉑ 役員及び評議員の履歴書
- ㉒ 直近３か年分の決算書（法人全体及び事業別：令和５～７年度） ●
- ㉓ 施設運営に係る今後３年間（令和１０～１２年度）の収支決算見込書 ●
既存事業に係る今後３年間（令和１０～１２年度）の収支決算見込書 ●
- ※エレベーターや蓄電池、太陽光発電の設置等を含む場合は、ランニングコストまで勘案すること。
- ㉔ 見積書（工事監理業務委託料がある場合は工事請負費と分けて提出）２社以上
- ㉕ 施設整備の工程表 ●
- ㉖ 指導監査結果報告書及び改善報告書（令和３～７年度）

※申込書類は、下記の市ホームページからダウンロードしてください。

また、その他参考となる資料があれば提出してください。

(2) 提出部数

1部（ファイルに綴じてお持ちください）

(3) 提出期限

令和8年8月31日（月）

8. 関係資料を掲載している市ホームページ

市ホームページ・トップ>健康・福祉>障害福祉>指定障害福祉サービス事業者
関係>令和9年度障害者福祉施設整備申込書の受付

9. 失格事項

次に該当する応募は、失格となります。

- (1) 募集要項の示した応募資格を有していないもののした応募の場合
- (2) 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- (3) 募集要項等に示した提出書類の作成及び事業実施に関する条件に違反した応募
- (4) 応募資格があることを確認された者であっても、事業完了までに応募資格を有しないこととなった者による応募
- (5) 選定及び審査に関する不当な請求等を申し入れた場合
- (6) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (7) その他不正行為があった場合

10. 審査会選定後の取消等

審査会選定後、次のいずれかに該当することとなった場合、選定を取消します。

- (1) 事業者が自ら候補を辞退するとき。
- (2) 事業者が「9. 失格事項」に該当することが判明したとき。
- (3) 申込書で指定した用地の確保が不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。
- (4) 申込書において提案した内容を実行することが不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

11. その他留意事項

- (1) 事業計画の提出期限後の修正は、原則、認めません。
- (2) 提出された申込書については、本市施設整備審査会において障害者施設、障害児施設ごとに審査・選定を行ったうえで、国へ提出します。なお、障害児施設の国への協議については、児童福祉施設を含めた優先順位を付け国へ提出いたしますが、児童福祉施設については、本市児童相談所一時保護施設の整備が既に決定しておりますので、当該施設を第1順位とし、今回、本募集要項で募集する障害児施設については、2位以下の順位付けを行い国へ協議することになります。（その後、国が審査を行い、採択の可否等が決定されます。）
- (3) 近年、国の財政状況を受け、本市から提出していた要望について非常に厳し

い結果となっております。こうしたことから、今回ご提出いただく申込みについても、採択されない又は要望額の一部しか交付が受けられない可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

- (4) 通知日時点で、国から令和9年度における当該補助事業の実施に関する通知は出されておらず、実施の有無を含め内容は明らかになっておりませんが、国の通知後では、対応に遅れを生じる可能性があることから、国からの通知に先立ち、今回通知するものです。
- (5) 提出書類は、すべて、日本語及びメートル法を使用し、A4又はA3サイズとしてください。
- (6) 提出書類は返却しません。
- (7) 本事業の対象事業は、単年度事業で、年度内に終了予定の事業です。事業着手（契約）は、国の内示（例年6～8月頃）を受け、市が交付決定を行った後となるため、7～9ヶ月以内の工期であることが必要です。また、法人設立、事業所指定等の上から必要な工期等については、各所管部署に別途確認してください。
- (8) 市の交付決定前に事業着手（契約）したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となります。
- (9) 本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限がかかります。また、今回の整備計画において、国や市等から補助を受けていた施設の取壊し等を行う場合、別途、財産処分の手続きが必要な場合があります。
- (10) 本事業の補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となります。また、今回の整備計画が国から補助を受けていた施設の定員減を伴う場合、事前に、定員減に関する国の承諾が必要となります。
- (11) 非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）を整備する場合、地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保すること。また、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業者が整備すること。

【提出先・連絡先】

鹿児島市障害福祉課障害施設係 担当 小野

電話 099-808-6782 FAX 099-216-1274

メール syogai-shisetsu@city.kagoshima.lg.jp